

令和6年12月20日発行

I 【重要】介護サービス事業者経営情報の報告が1月から開始します！

令和6年度介護保険法改正により介護サービス事業所・施設は、介護サービス事業者経営情報（収益・費用、人員数など）を毎会計年度終了後3月以内に都道府県に報告することとなりました（法第115条の44の2）。報告対象となる事業所等は、介護報酬が年間（会計年度内）100万円を超える事業所等です。報告方法は「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」（厚生労働省構築）にデータを登録します。

令和6年度の報告対象である事業所等（会計年度終了時期が令和6年3月31日～12月31日まで）の報告期間は「令和7年1月～3月末」とされていますので、報告期限（令和7年3月31日）までに報告いただくようお願いします。※令和6年度に限り報告期限が異なります。

また、介護サービス事業者経営情報データベースシステムでの経営情報の報告には、「GビスIDプライム」の取得が必要となりますので、あらかじめご準備いただくようお願いします。

※詳細は、厚生労働省のHP（<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>）の運用マニュアルでご確認ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

II 【重要】介護支援専門員の資格登録等における個人番号の収集について

「介護保険法施行規則」（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、マイナンバーによる情報連携推進のため、令和6年12月1日から、介護支援専門員の資格登録等各種申請手続きの際に個人番号の提出が必須となりました。

併せて、令和6年12月1日より「長野県介護支援専門員資格登録簿管理等事業実施要綱」（平成20年4月1日）に定める各種申請様式を改定し、個人番号記載欄を新たに設けました。また、添付書類として、個人番号関係の本人確認書類の提出を求めていますので、申請の際はお間違えのないようご確認をお願いします。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

III 【重要】令和6年度介護保険事業者等集団指導の資料の追加掲載について

令和6年11月20日発行の「介護インフォメーション'24 Vol. 8」でご案内した集団指導について、以下のとおりサービス別事項の資料編を追加掲載いたしますので、ご確認をお願いします。

なお、既を受講報告を提出済みの事業所については、再提出は不要です。

また、受講報告を提出していない事業所については、令和7年1月31日（金）までに提出をお願いいたします。

掲載（予定）日	該当サービス種別
令和6年12月13日（金）	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問・通所リハビリ、通所介護、福祉用具貸与・販売
令和6年12月27日（金）	特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

※ 短期入所生活介護は介護老人福祉施設、短期入所療養介護は介護老人保健施設に含まれています。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

IV 介護業務に使用できる多言語翻訳機の導入支援について

県では、「令和6年度長野県外国人介護人材受入促進事業」として、外国人介護人材受入施設が介護業務に必要な介護用語が導入されている双方向型音声翻訳機を導入する場合に、本体購入に係る経費の補助を行っています。

希望する場合は下記URLにて詳細をご確認いただき必要書類をご提出ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/gaikokujinzai_ukeiresokusin.html

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

V 令和6年度業務従事者届の実施について

本年度は、法律の規定に基づき2年に1度行うこととされている三師届及び業務従事者届の実施年度です。届出による情報を活用して公的統計の集計及び公表を行っています。介護施設等で従事されている看護職員の皆様もお忘れのないよう届出をお願いします。また、管理者の皆様におかれましては、従事者へ周知いただくようご協力をお願いします。届出についてのリーフレット等が厚生労働省のHPに掲載されていますのでご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujujisha-todokede-sys.html

- 届出対象者
 - 国内に住所がある医師、歯科医師及び薬剤師
 - 業務に従事している保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士
- 届出時点 令和6年12月31日現在
- 届出期限 令和7年1月15日まで
- 届出方法 オンライン又は紙による届出（前回調査と同様）

【問合せ先】長野県 健康福祉部 医師・看護人材確保対策課 看護係 電話：026-235-7142（直通）

VI 「信州ふくにん」(信州福祉事業所認証・評価制度)のご案内

長野県では、福祉の職場における「人材育成」や「職場環境」の整備に取り組み、一定の基準をクリアした事業者を認証する「信州福祉事業所・認証評価」制度を実施しています。(運営は社会福祉法人長野県社会福祉協議会)

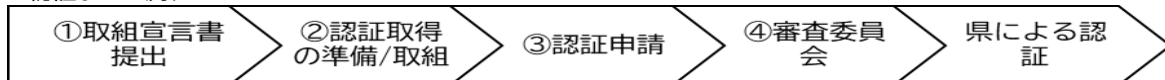
1 認証取得のための評価項目

1	人材育成理念の策定	10	個別面談の実施
2	キャリアパスの構築	11	人材育成を目的とした評価の実施
3	キャリアパスの周知	12	職位等に応じた給与体系
4	年間研修計画の策定	13	計画的な採用の実施
5	OJTの計画的・体系的実施	14	休暇取得・労働時間縮減等の取組
6	職場内外OFF-JTの実施	15	育児・介護を両立できる仕組みの整備
7	資格取得等への支援の実施	16	職員の意見を反映させた職場環境整備
8	新規採用者への計画的教育の実施	17	健康管理に関する取組
9	個人の研修履歴の把握	18	利用者・家族からの要望に関する取組

※1～13は人材育成、14～18は職場環境に関する評価項目

※信州ふくにんの詳細は、次のURLからご覧ください。<https://fukushi-nagano.jp/fukunin/>

2 認証までの流れ



※②認証取得に関し、認証評価基準に達していない項目があれば、「社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業」で支援します。

3 認証取得のメリット

- 福祉の職場説明会・就職相談会(長野県委託事業)での優先的参加
- 社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業の利用回数を5回から7回に増
- その他、認証取得法人のPR活動協力等

【申込み・問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyo.or.jp

VII 拘縮ケアの基本知識と実践研修開催について

「拘縮ケアの基本知識と実践」について下記日程で研修会を開催します。参加希望の方は、直接申し込みをしてください。

- 1 対象者 介護職員など
- 2 日程・内容 令和7年2月5日(水) 10時00分～16時30分 (9:30受付)
◆内容 ①拘縮の知識 ②制限のある関節の動かし方 ③ポジショニングによる対応 ④拘縮のある場合の起居・移乗
講師 田中 義行 氏 (株式会社大起エンゼルヘルプ 理学療法士)
- 3 場所 松本市笹賀3118 松本短期大学
- 4 定員 36名(定員に達し次第、締め切らせていただきます)
- 5 参加費 正会員：3,000円 非会員：6,000円
- 6 申し込み 令和7年1月20日(月)までに、必要事項を記入の上、下記までFAXしていただくか、QRコードからお申込みください。

【問合せ先】公益社団法人 長野県介護福祉士会 事務局

電話：026-223-6670

FAX：026-223-6679



VIII 介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新手続申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2025年2月1日～2025年2月28日	2024年12月11日～2025年1月10日
2025年3月1日～2025年3月31日	2024年12月1日～2025年2月10日 ※申請予定者多数のため、2024年12月から受付を開始します。可能な限りお早めに申請していただきますよう、御協力をお願いします。

※令和6年(2024年)12月及び1月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、**受理することができません。(必着)**

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、**更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。**

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121 (直通)

県では、皆様を知っていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp